

## 大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市移住・定住促進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権限)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、大田原市に属する。

(ロゴマークの使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び事業の概要が分かる書類
- (2) ロゴマークの使用内容が分かる書類（完成見本、原稿等）
- (3) その他参考となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を要しない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 自治会、NPO等その他公共的団体が公益的な目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) 個人が使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）
- (5) その他市長が認める場合

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用することが適当と認めるときは、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、市長が特に必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

2 前項の使用承認期間は、1年以内とする。

3 市長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合は承認しないものとし、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認める場合
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認める場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用する場合
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (5) その他市長が不適切と認める場合

(使用上の順守事項)

第6条 前条第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用をしないこと。

(2) 第10条に規定するマニュアルで定める色、縦横比、形等を正しく使用すること。  
ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 承認された内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。

（変更の届出）

第7条 使用者が承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用変更届出書（様式第4号）に、変更内容が分かる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第8条 市長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認める場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、当該使用者に大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。  
この場合において、市長は、当該取消しを行った使用者に、ロゴマークの使用承認通知書を返還させるものとする。

3 市長は、使用者に対し、その使用が第6条に違反していると認める場合その他必要があると認める場合は、ロゴマークの使用について、変更、使用中止等を指示できるものとする。

（市の責任）

第9条 前条の規定による使用承認の取消しによって使用者に生じた損害については、市は一切の責めを負わないものとする。

2 ロゴマークの使用により、使用者が被った損害又は使用者が与えた損害については、市は、一切の責めを負わないものとする。

（使用方法等）

第10条 ロゴマークのデザイン、色、縦横比、形、その他使用方法等については、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）で定める。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者）  
電話番号

印

大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認申請書

大田原市移住・定住促進ロゴマークを使用したいので、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当たっては要綱及びマニュアルを順守します。

使用目的	
使用内容	
使用期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
販売・非売の別	販売（予定価格 円） 非売
連絡先	
添付書類	(1) 申請者及び事業の概要が分かる書類 (2) ロゴマークの使用内容が分かる書類（完成見本、原稿等） (3) その他参考となるもの

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田原市長



大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 条 件

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田原市長



大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用については、下記の理由により、不承認としますので、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

不承認理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者）  
電話番号

㊞

大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用変更届出書

年 月 日付け大 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱第7条の規定により届け出ます。

項目	変更前	変更後
使用目的		
使用内容		
使用期間		
販売・非売の別		
連絡先		
添付書類	(1) 変更内容が分かる書類等 (2) その他参考となるもの	

備考 変更する項目のみ記入すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田原市長



大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け大 第 号で承認したロゴマークの使用承認について、下記の理由により取り消したので、大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用取扱要綱第8条の規定に基づき通知します。

つきましては、既に通知を受けている大田原市移住・定住促進ロゴマーク使用承認通知書を直ちに返還してください。

記

取消理由